

食品安全委員会（第702回会合）議事概要

日時：平成30年6月26日（火） 14：00～15：02

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 1名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目

- | | |
|----------------|---------------|
| [1] アフィドピロペン | [2] インピルフルキサム |
| [3] エトフェンプロックス | [4] キャプタン |
| [5] ゾキサミド | [6] フェンピコキサミド |
| [7] メトキシフェノジド | |
- （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田委員から説明。

「エトフェンプロックス」、「キャプタン」及び「メトキシフェノジド」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

「ゾキサミド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「アフィドピロペン」、「インピルフルキサム」及び「フェンピコキサミド」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イソプロチオラン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シクロピリモレート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ

の反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「スピネトラム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イソピラザムの一日摂取許容量 (ADI) を0.055 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「スピネトラムの一日摂取許容量 (ADI) を0.024 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JSF-07-170-3株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って

→ 石井委員、村田委員、山添委員及び佐藤委員長から、3年間の活動を振り返っての発言があった。